

令和5年度
第1回
会津若松市国民健康保険運営協議会

日時：令和5年5月18日（木）
委嘱状交付式終了後 午後1時5分～
場所：栄町第二庁舎 2階第3会議室

次 第

- 1 開 会
- 2 諮 問
- 3 市長あいさつ
- 4 議 事
諮問案件
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について（課税限度額の改正）
報告案件
(1) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について（応益割に係る軽減判定基準の改正等）
(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免措置の終了について
(3) 新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に係る傷病手当金について
(4) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について
- 5 その他
- 6 閉 会

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 課税基準の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

○担税能力に応じた負担を求めるため、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる。

区 分	現 行	改正後	増 減
基礎課税分（医療分）	65万円	65万円	－
後期高齢者支援金分	20万円	22万円	+2万円
介護納付金分（40～64才）	17万円	17万円	－
合 計	102万円	104万円	+2万円

※国民健康保険税は基礎課税分（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計で構成される。

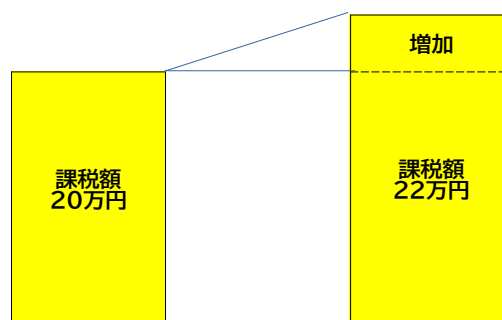
○改正の影響

（令和5年2月末時点の被保険者について
令和4年度の所得で算定したもの）

国保税課税額 **約300万円**の増加見込み

※課税額が増加する世帯数

165世帯（全体の約1.0%）



【参考：これまでの改正経過】

年 度	基礎課税分 （医療分）	後期高齢者 支援金分	介護納付金分 （40～64才）	合 計
平成30年度	58万円	19万円	16万円	93万円
平成31年度	61万円	19万円	16万円	96万円
令和2年度	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度	65万円	20万円	17万円	102万円

2. 施行期日

公布の日から施行する。

3. 適用区分

改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告案件(1)

会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

1 軽減判定所得基準の改正

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布、4月1日に施行されたことに伴い、国民健康保険税条例の一部を改正する。

○低所得者の負担軽減を図るため、国民健康保険税の応益割（均等割・平等割）の5割、2割軽減に係る軽減判定所得の基準を引き上げる。

判定区分	現 行	改正後
5割軽減	基準額43万円+28万5千円× (被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)	基準額43万円+ 29万円 × (被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)
2割軽減	基準額43万円+5.2万円× (被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)	基準額43万円+ 5.3万5千円 × (被保険者数)+10万円× (給与所得者等の数-1)

※基準額43万円…住民税基礎控除相当額

※給与所得者等…一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金等の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者。

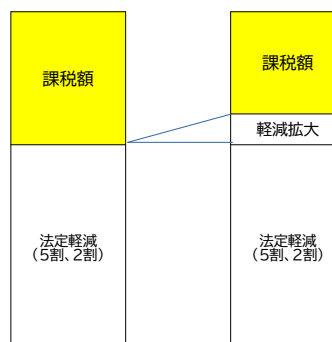
○改正の影響

（令和5年2月末時点の被保険者について
令和4年度の所得で算定したもの）

国保税課税額 **約265万円**の減少見込み

※課税額が減少する世帯数

143世帯（全体の約0.9%）



※軽減分については、保険基盤安定制度により県が4分の3に相当する額を負担し、残り4分の1は市の一般会計からの繰入となり全額補填される。なお、一般会計からの繰入分については交付税措置される。

2 その他

①特例対象被保険者等に係る申告の改正

国民健康保険税の非自発的失業軽減申請において、非自発的失業の確認書類として「雇用保険受給資格通知」を定める。

②条文整理

国民健康保険税の課税の特例に係る規定について、条文を整理する。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 適用区分

改正後の条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

会津若松市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条第1～2項 (略)</p> <p>第3項 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は22万円とする。</p> <p>第2条第4項～第10条の9 (略)</p> <p>(税額の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条第1～2項 (略)</p> <p>第3項 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は20万円とする。</p> <p>第2条第4項～第10条の9 (略)</p> <p>(税額の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p>

ア～カ (略)

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき **53 万 5,000 円** を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第 11 条第 2 項 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 12 条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 17 条第 1 項において同じ。) である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額 (第 12 条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額 (次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) 及び」とする。

ア～カ (略)

(3) 法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43 万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあっては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額) に被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき **52 万円** を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前 2 号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第 11 条第 2 項 (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 12 条 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等 (法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 17 条第 1 項において同じ。) である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額 (第 12 条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額 (次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。) 及び」とする。

第13条～第16条(略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第17条第1項(略)

第17条第2項 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)又は雇用保険受給資格通知(同省令第19条第3項に規定するものをいう。)の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則

第1項(略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第2項 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第11条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第3項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当

第13条～第16条(略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第17条第1項(略)

第17条第2項 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

附則

第1項(略)

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

第2項 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第11条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第3項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当

<p>所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第4項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>第5項 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第6項 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>	<p>所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。</p> <p>(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第4項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>第5項 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第6項 世帯主又はその世帯に属する国民健康</p>
---	--

保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 11 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 11 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 7 項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 11 条の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 11 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 8 項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3

保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 11 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 11 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 7 項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 5 条の 3、第 6 条及び第 11 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 11 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第 8 項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3

条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

第10～11項 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第12項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規

条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第9項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び第11条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

第10～11項 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第12項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規

定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び**第11条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第13項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び**第11条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し

定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び**第11条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第13項 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の3、第6条及び**第11条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若し

くは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第14～15項 (略)

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の会津若松市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による

くは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第11条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

第14～15項 (略)

報告案件(2)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税の減免措置の終了について

1 国民健康保険税の減免措置の終了について

本市では、令和2年度より、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が減少した被保険者の国民健康保険税の負担軽減を図るため、国の減免基準に基づく減免要綱を制定し、減免措置を実施してきたところです。

当該減免に係る減免額については、全額国の財政支援が行われてきたところですが、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたこと、これに伴って国の財政支援が終了となったことから、令和5年度以降の減免措置は実施しないこととしたものです。

2 減免内容

○減免対象 以下のいずれかに該当する世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- (2) 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下、事業収入等という）に減少が見込まれ、次の①から③までの全てに該当する世帯

- ①事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が、前年の当該事業収入等の10分の3以上。
- ②前年の合計所得金額が1,000万円以下。
- ③減少することが見込まれる事業収入等以外の前年の所得金額の合計額が400万円以下。

○減免実績

・令和元年度分	13件	235,200円
・令和2年度分	143件	24,447,100円
・令和3年度分	88件	13,672,900円
・令和4年度分	12件	2,242,700円

報告案件(3)

新型コロナウイルス感染症に感染した場合等に係る傷病手当金について

1 傷病手当金の適用期間の終了について

本市では、被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合に、休みやすい環境を整備して感染拡大を可能な限り防止するため、国が傷病手当金の支給に要した費用について財政支援を行うこととしたことに合わせ、令和2年4月30日付けで、専決処分により会津若松市国民健康保険条例の一部改正を行い、これまで被保険者に対し傷病手当金を支給してきました。

また、その適用期間については、国の財政支援の適用期間が延長される度に、規則改正により延長して対応してきた経過にあります。

今般、国は、令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられることを踏まえ、同日以降に感染した場合等の傷病手当金の支給については財政支援を終了することとしたことから、本市の傷病手当金の支給の適用期間も終了することとしたものです。

2 令和5年5月8日以降の支給について

傷病手当金の請求権の消滅時効は、労務不能であった日ごとにその翌日から起算し2年とされていることから、今後2年間においては、令和5年5月7日までに感染等した該当者からの請求があった場合は、これまで同様傷病手当金を支給します。

なお、その場合の支給についても、国の財政支援の対象となります。

3 支給実績

・令和2年度	0件		
・令和3年度	3件	119,716円	
・令和4年度	45件	1,011,743円	
・令和5年度	2件	105,480円	(※令和5年4月30日現在)

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施について

本市では、令和4年度より高齢者の疾病予防や重症化予防と生活機能の改善への対応について一体的に行い、高齢者の心身の多様な課題に対応したきめ細かな支援に取り組んできました。

令和4年度は一つのモデル地区において実施してきましたが、令和5年度は対象地区を拡大して実施するものです。

1 令和4年度取組状況と成果

(1) 個別的支援

- 低栄養防止、生活習慣病の重症化予防 23名
医療機関受診や生活習慣の改善につながりました。

(2) 会場における体力測定・健康教室

- 1団体及び3会場で7回開催 約100名参加
体力測定等により自身の筋力低下等の状態を知り、フレイル予防の大切さを知る機会となりました。

(3) その他

- 必要に応じて地域包括支援センターと情報共有し、連携強化が図られました。
- 参加者からの希望により、いきいき百歳体操団体が発足しました。
- 家庭訪問や健康相談の会話の中から、家族の健康状態を確認することで、必要な支援や介護サービスの利用に繋ぐなどの家族支援を行うことができました。

2 令和5年度実施内容

対象地区を拡大し、令和4年度の実施に加え、健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援を行います。

(1) 個別的支援

- ① 低栄養防止・生活習慣病（糖尿病性腎症・高血圧症）重症化予防の取組
令和5年度の健康診査受診者を対象として、その受診結果により支援が必要な方に対し、訪問等を通じ支援します。
- ② 健康状態が不明な高齢者に対する実態調査や支援
健康診査、医療、介護に繋がっていない高齢者を把握し、必要なサービスや支援に繋げる取組を行います。

(2) 会場における体力測定・健康教室

- フレイル予防の普及啓発活動や健康相談
- 体力測定等により、低栄養や筋力低下等の状態に応じた支援